



# ねんきんのこと 知っ&こと

今月のテーマ

今は、どうしても保険料がおさめられない…①

「保険料を納めるのが大変」そんなときは未納のままにしておくのではなく、免除の申請をおすすめします。それは免除を受けておくほうがあなたの年金にとって有利だからです。

**?** どのような人が申請できるの。

- !**
- ・所得が一定以下の場合。
  - ・会社などを退職した場合。
  - ・事業をしていたが倒産したり、災害にあったなど特別な事情がある場合。

**?** どのくらいの収入なら免除申請できるの。

- !**
- ・前年の本人・配偶者・世帯主の所得に基づき、社会保険事務所で決定されます。
  - ・18年7月から免除制度が4段階になり所得の基準額にも段階ができました。段階ごとに納める保険料も変わります。

▼免除の対象となる所得の「めやす」

平成18年4月～平成19年3月保険料 13,860円(月額)

	前年所得が次の計算式で計算した範囲内であること	納付額(月額)
全額免除	$(扶養親族等の数 + 1) \times 35万円 + 22万円$	0円
4分の3免除	$78万円 + (扶養親族の数 \times 38万円) + 社会保険料控除額等$	4,470円
半額免除	$118万円 + (扶養親族の数 \times 38万円) + 社会保険料控除額等$	6,930円
4分の1免除	$158万円 + (扶養親族の数 \times 38万円) + 社会保険料控除額等$	10,400円

\* 所得によって決められた納付額を納めないまま2年経過すると未納になります。

**30歳以下の人はさらに・・・ (若年者納付猶予制度)**

・30歳未満(学生を除く)の人が、世帯主の所得が基準を超えるために申請免除が認められない場合で、保険料を納めることが困難であるとき、申し出により、30歳未満である期間について、保険料の支払いを猶予するものです。また、猶予された期間の保険料は10年以内なら後から納めることもできます。

**?** 若年者納付猶予が認められた場合、年金は受けられるの。

- !**
- 若年者納付猶予が認められた期間は、老齢年金の年金額には反映されませんが、未納期間とは異なり、老齢年金を受けるために必要な資格期間(厚生年金や共済年金など他の年金の加入期間等と合わせて25年必要)に含まれます。また事故・病気等により障害者となった場合は、障害年金を受ける事ができます。

**?** 猶予された期間の保険料は将来納めなければいけないの。

- !**
- 納付猶予が認められた月から10年以内なら、さかのぼって納めることができます。これを追納といいます。追納された場合は、納めた場合と同じように老齢年金の年金額が計算されるので、就職してゆとりができた場合は、追納されることをおすすめします。  
※追納する保険料には、経過した年数に応じて一定額が加算されます。

**学生で所得が少ない人は・・・ (学生納付特例制度)**

学生は一般的に収入が少ないことから、本人の所得がアルバイト程度で一定以下の場合、申し出により在学期間の保険料を後で納めることができる特例制度があります。

▼学生納付特例を申請し認められた場合は、申請された月の属する年度の3月まで保険料の納付が猶予されます。次の年度も保険料の納付が困難な場合あらためて申請が必要です。

▼また、学生納付特例の承認期間と異なり、免除と若年者納付猶予の承認期間は7月から翌年の6月までです。次の年度も保険料の納付が困難な場合7月に申請手続きが必要です。

**?** 学生納付特例が認められた場合、年金はうけられるの。

- !**
- 学生納付特例が認められた期間は、老齢年金の年金額には反映されませんが、未納期間とは異なり、老齢年金を受けるために必要な資格期間(厚生年金や共済年金など他の年金の加入期間等と合わせて25年必要)に含まれます。また事故・病気等により障害者となった場合は、障害年金を受ける事ができます。